



熊総 第484号
令和2年3月23日

公益社団法人全日本不動産協会 宮崎県本部長 殿

国土交通省大阪航空局
熊本空港事務所長



空港周辺における航空法に定める建造物等設置の制限について

空港周辺においては、航空機が安全に離着陸するため空港周辺の一定空間を障害物が無い状態にしておく必要があるため、航空法第49条第1項において建造物、植物その他物件について、設置、植栽、又は留置することを禁止する制限を課した表面を設定しております。

つきましては、熊本空港の本制限に関して貴会における周知協力を宜しく申し上げます。

(問い合わせ)

熊本空港事務所 総務課

TEL: 096-232-2853

[添付するもの]

- ・航空法第49条等抜粋
- ・高さ制限のお知らせとお願い (イラスト)
- ・大阪航空局ホームページ (お知らせ 空港周辺における建物等設置の制限)
- ・熊本空港制限表面区域図 (熊本空港事務所からのお知らせ)
- ・「空港周辺における建築物等設置の制限」 (パンフレット)